

# 自動車リサイクル法に関する 主なQ&A

～ 解体業者編 ～

経済産業省 環境省  
(財)自動車リサイクル促進センター  
中間法人 自動車再資源化協力機構

# 使用済自動車（廃車）の解体について

Q 1 使用済自動車（廃車）の解体を行うためには、来年の1月までに何を  
する必要がありますか？

(A)

### 1. 都道府県知事・保健所設置市長の許可

自動車リサイクル法では、使用済自動車の解体を行う「解体業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けることが必要とされています。

既存の解体業者であって継続して業を営む事業者に関しては、本年7月1日から9月30日までの間に許可申請（廃棄物処理法の収集運搬業の許可（原則、積替保管付き）を受けている場合は届出）を行った場合、許可に関する審査中は営業可能。ただしその場合であっても、廃棄物処理法の業の許可を受けていない場合は、廃棄物たる使用済自動車の解体は不可。

新規の解体業者については、都道府県知事等から許可を受けて初めて営業可能。

解体業の許可以外にも、自社の事業形態によって以下の登録・許可が必要です。

- 最終所有者から使用済自動車を直接引き取る場合：引取業の登録
- 使用済自動車からフロン類を回収する場合：フロン類回収業の登録
- 廃車ガラのプレス・せん断を行う場合：破碎業の許可

### 2. 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

電子マニフェストによる移動報告を行い、また、エアバッグ類の回収料金・車上作動処理委託料金の支払いを受けるために都道府県等による許可とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

引取工程、フロン類回収工程、破碎工程を兼務する場合は、全てについてそれぞれ自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

エアバッグ類の運搬ネットワークをご利用する場合、エアバッグ類の車上作動処理を希望される場合は、自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申込みの際に、合わせてその旨を申込書に記載して頂きます。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録はQ 3へ

### 3 . 電子マニフェストの練習

都道府県知事等への許可及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了し、事業所コード及び初期パスワードが記載された登録完了通知書が送付された方は、本年10月からご自身の保有するパソコンで電子マニフェストによる移動報告の練習が可能となりますので、これ（「練習用システム」での練習）を行うようにして下さい。

[ 参考：解体業の許可基準の概要 ]

許可基準の概要は以下のとおり。

#### [ 施設基準 ]

- コンクリート床面、油水分離装置等が設置された解体作業場を保有すること
- 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車の保管場所を保有すること 等

#### [ 能力基準 ]

- 解体手順を記載した標準作業書を作成し、従業員へ徹底すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業の継続できると判断されること

Q 2 都道府県知事等の許可を受けずに使用済自動車の解体（使用済自動車からの部品取り含む）を行った場合、何か罰則はありますか？

( A )

**1 . 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法の罰則が適用**

都道府県知事等の登録・許可を受けずに、使用済自動車の引取り・フロン類の回収・使用済自動車の解体（使用済自動車からの部品取りを含む）を行った場合は、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

また、来年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の登録・許可を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の登録・許可を受けずに、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。

なお、使用済自動車・廃車ガラはその金銭的価値に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから、これの保管については廃棄物処理法の保管基準が適用されることにも留意が必要です。

また、使用済自動車を最初に解体（使用済自動車からの部品取り含む）する解体業者は、エアバッグ類の取外回収又は車上作動処理、自動車リサイクル法に定められた再資源化基準に従いタイヤ、バッテリー、廃油・廃液、室内照明用の蛍光灯の回収等を行うことも必要です。

### Q3 自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？

(A)

#### 1. 登録申込書の入手方法

自動車リサイクルシステムの登録申込書は、「事業者情報登録センター(※)」「各都道府県及び保健所設置市の自動車リサイクル法担当窓口」で入手して頂くことが可能です。

引取工程、フロン類回収工程、破碎工程を兼務する場合は、全てについてそれぞれ登録申込書を入手して下さい。

(※)事業者情報登録センター

問い合わせ先：03 - 5673 - 7403 (平日9:00～17:00 土日祝休)

#### 2. 登録に必要な書類

(1) 登録申込書

- 事業者情報記入用紙：1事業者当たり1枚、必要事項を記入

- 事業所情報記入用紙：解体業を行う事業所数と同枚、必要事項を記入

(2) 添付書類

- 都道府県知事等による解体業の許可証の写し

- 都道府県知事等による許可申請(届出)時に提出した申請書(届出書)の写し

引取工程、フロン類回収工程、破碎工程の登録申込みに必要な書類は、それぞれ異なりますのでご注意ください。

#### 3. 必要書類の郵送

上記の必要書類を「事業者情報登録センター( )」へ郵送して下さい。

( )事業者情報登録センター

書類郵送先：〒125 - 0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

#### 4. 登録に必要なとなる日数

登録のための申込書・添付書類の確認には最大2ヶ月程度の日数が必要となる場合も想定されます。このため、早期の登録申込みを行って頂くようお願い致します。

Q 4 都道府県知事等への許可申請を行った後、許可がおりるまで自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申込みはできないのですか？

(A)

1. 「みなし登録」と「正式登録」

都道府県知事等に対し許可申請・届出を行った後であれば、許可証の交付を受ける前に自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申込みを行うことは可能です。しかしながら、この時点では申込みをした事業者が正式な許可業者であるかが確認できないため、正式な登録は完了せず「みなし登録」という位置付けとなります。

許可証の交付を受けた時点で、その写しを事業者情報登録センターに郵送して下さい。許可証の写しが郵送されて初めて「正式登録」が完了したこととなります。

「みなし登録」であっても、練習用システムでの電子マニフェストの練習等は可能です。

Q5 エアバッグ類の運搬ネットワークを利用する場合、車上作動処理を希望する場合は、どのようにすれば良いのか？

(A)

1. エアバッグ類の運搬ネットワークを利用する場合

取外回収を行ったエアバッグ類（インフレーター等）の指定引取場所までの運搬については、「エアバッグ類運搬ネットワーク」をご利用頂くと極めて便利です。

「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用する場合は、自動車リサイクルシステムへの登録申込書の事業所情報記入用紙のエアバッグ類の運搬方法（費用支払）選択欄において、

(1) 運搬ネットワーク利用（着払）を選択し、

(2) 利用する運搬事業者の事業者名と業者指定番号を記入して下さい。

収集運搬の委託契約は、輸送伝票を用いて運搬の都度契約を締結することとなります。

エアバッグ類運搬ネットワークについてはQ7へ

2. エアバッグ類の車上作動処理を希望する場合は

エアバッグ類の車上作動処理を行うためには、自動車メーカー等との委託契約を締結することが必要です。自動車メーカー等は、車上作動処理可能な環境にある解体業者であること等の要件を確認の上で、原則委託契約を締結することとしております。

エアバッグ類の車上作動処理を希望する場合は、自動車リサイクルシステムへの登録申込書の事業所情報記入用紙の作動処理実施希望の有無の選択欄において、

(1) 有もしくは検討中を選択し、

(2) 作動処理実施責任者を記入して下さい。

その後、自動車再資源化協力機構から車上作動処理に関する委託契約申込書類等が郵送されます。

車上作動処理委託契約申込書に必要事項を記入し、その他必要書類とともに自動車再資源化協力機構に郵送して下さい。

申請書の記載事項、必要書類を確認の上、契約が締結されます。

車上作動処理についてはQ8へ



Q 6 解体業者は来年 1 月 1 日以降何を行う必要がありますか？

( A )

1 . 標識の掲示

タテ・ヨコ 2 0 c m 以上の大きさを、解体業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの許可証の掲示でも可)

2 . 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

3 . エアバッグ類の回収と電子マニフェストによる引渡報告

( 1 ) 以下の 又は のどちらかを実施

取外回収：使用済自動車に搭載されたエアバッグ類を取り外し、インフレーターの状態  
指定引取場所へ運搬(「運搬ネットワークの利用」)

車上作動処理：使用済自動車に搭載されたままの状態  
でエアバッグ類を作動(自動車メーカー等との委託契約の締結が必要)

一部取外回収・一部車上作動処理も可能。

( 2 ) 取外回収・車上作動処理を行ったエアバッグ類に関して電子マニフェストによる引渡報告を実施

4 . 自動車リサイクル法に定められた再資源化基準(タイヤ、バッテリー、廃油・廃液、室内照明用の蛍光灯の回収等)に従った解体

5 . 廃車ガラの引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

Q7 「エアバッグ類運搬ネットワーク」は何が便利なのか？

(A)

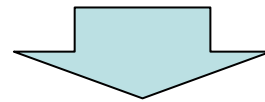
1. 廃棄物処理法の収集運搬業の許可について

取外回収したエアバッグ類のインフレーター等については、廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることとなっており、具体的には解体業者が排出した産業廃棄物とみなされます。このため、自社以外の第三者にインフレーター等の運搬を委託する場合は、自社を管轄する都道府県等と運搬先である指定引取場所を管轄する都道府県等の双方から廃棄物処理法の産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている者と委託契約を締結することが必要となります。エアバッグ類運搬ネットワークの運搬事業者は、既に上記の収集運搬業の許可を保有しているため、独自に運搬業者を選定して頂くことは不要であり、また、契約締結実務についても輸送伝票を利用して行うため利便性が高くなっています。

2. 運搬料金の支払いについて

取外回収したエアバッグ類のインフレーター等の運搬費用（自動車メーカー等が定めるエアバッグ類運搬料金）については、通常であれば、まず自動車再資源化協力機構から解体業者に支払われ、さらに解体業者から運搬業者へ支払うこととなり、解体業者にはこうした入出金の実務が必要となります。

一方、エアバッグ類運搬ネットワークをご利用頂いた場合は、その運搬に必要な費用（自動車メーカー等が定める運搬料金）の支払いは着払いで直接運搬業者に支払われることとなるため、上記のような入出金実務も不要となります。



エアバッグ類インフレーター等の運搬については  
利便性の高いエアバッグ類運搬ネットワークの利用をおすすめします。

Q 8 車上作動処理は誰でも行えるのか（要件はあるのか）？  
車上作動処理の実績はどのように管理するのか？

（ A ）

1 . 車上作動処理の要件について

車上作動処理を行うためには、自動車再資源化協力機構を經由して自動車メーカー・輸入業者と委託契約を締結することが必要です。自動車メーカー等は、車上作動処理可能な環境にある解体業者であること等の要件を確認の上で、原則委託契を締結することとしております。

具体的な要件は以下となっております。

（ 1 ）防音対策等について

・ 周辺環境や作業環境を考慮の上で必要となる防音対策・発生ガス等の対策がなされていること。

（ 2 ）作業について

・ エアバッグ類適正処理情報に基づき、一括作動処理ツール等を活用し、安全及び環境に十分配慮して作業を行える体制であること。

2 . 車上作動処理の実績管理について

車上作動処理の実績については、実績管理台帳に記録・管理することが必要です。

自動車メーカー・輸入業者による監査が行われる場合があります。

実績記録を補完する手段として、車上作動処理の状況を写真により証明することも有効。

## Q 9 再資源化基準に従わなかった場合どうなるのか？

( A )

### 1 . 解体業者の再資源化基準（自動車リサイクル法施行規則第 9 条）

自動車リサイクル法に定められた解体業者の再資源化基準の概要は、以下の通りとなっています。

- 鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること
- 有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること

### 2 . 再資源化基準に違反した場合の取扱い

再資源化基準に違反した場合は、許可権者たる都道府県知事等から再資源化基準に従うべき旨の勧告・命令がなされます。これにも従わず、引き続き再資源化基準に違反した場合、解体業の許可が取り消されます。

解体業の許可が取り消された後、引き続き解体業を行った場合は、無許可営業となり自動車リサイクル法上 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金となります。さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として 5 年以下の懲役又は 1 0 0 0 万円以下の罰金となります。

また、業の許可の取消しや上記の罰則が科されると、その後 5 年間解体業の許可を受けることができなくなります。

Q 1 0 解体業者から解体業者への使用済自動車・廃車ガラの引渡しは可能か？

( A )

1 . 引取業者又はフロン類回収業者から解体業者が使用済自動車を引き取った場合

引取業者又はフロン類回収業者から解体業者が使用済自動車を引き取った場合は、

( 1 ) 引き取った使用済自動車を解体 ( 部品取りを含む ) する場合

・ 再資源化基準に従いタイヤ、バッテリー、廃油・廃液、室内照明用の蛍光灯の回収等を行うことが必要。

・ 使用済自動車にエアバッグ類が搭載されている場合は、エアバッグ類の取外回収又は車上作動処理を行うことが必要。

・ これらを行った後、さらに解体 ( 部品取り ) を行う他の解体業者に引き渡すことは可。

( 2 ) 引き取った使用済自動車を全く解体 ( 部品取り含む ) しない場合

・ 引き取った使用済自動車を全く解体 ( 部品取り含む ) せずに他の解体業者に引き渡すことは可。

Q 1 1 来年1月1日以降、架装物付きの使用済自動車を引き取る場合に注意すべき点は何ですか？

( A )

### 1 . 自動車リサイクル法対象外架装物

シュレッダー業者においてシュレッダー処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用されることが多い以下の架装物（法対象外架装物）については、自動車リサイクル法の対象外とされております。

法対象外架装物については、その処理に必要な費用が自動車リサイクル法のリサイクル料金の中のシュレッダーダスト料金に含まれていないため、これを踏まえた取引が必要となることに注意が必要です。

#### < 法対象外架装物 >

- ・ 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・ コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・ 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・ トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

### 2 . 自動車リサイクル法対象架装物の中で注意が必要な架装物

#### ( 1 ) 囲いのない荷台架装物

自動車リサイクル法の対象となる架装物（法対象架装物）であっても、産業機械・重機運搬車等の囲いのない荷台架装物については、シュレッダーダスト業者に引き渡されていないというこれまでの慣習を踏まえ、その処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていません。このため、これらの架装物については、こうしたことを踏まえた取引が必要となることに注意が必要です。

(2) 運転席と架装物が一体のバス型自動車

運転席と架装物（乗車装置や床・壁・天井・中仕切り）が一体となっている場合は、これが分離できずシュレッダー業者でシュレッダー処理されることから、その処理に必要な費用については、シュレッダーダスト料金に含まれています。

(3) 架装物に積載された装置・荷物等

法対象架装物であっても、レントゲン車のレントゲン装置等の装置・荷物等については、その処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていません。このため、これらについては、こうしたことを踏まえた取引が必要となることに注意が必要です。

3. 架装物判別ガイドラインについて

具体的に、どの架装物が「法対象外架装物」で、どの架装物が「法対象架装物の中で注意が必要な架装物」かの判別については、（社）日本自動車工業会と（社）日本自動車車体工業会が中心となり、写真を掲載することで分かりやすく説明されている「架装物判別ガイドライン」が作成されていますので、これを参照下さい。

「架装物判別ガイドライン」については、引取工程、解体工程、破砕工程の自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した事業者の方へ配布させていただきます。

4. 廃棄物処理法上の扱いについて

キャブ付きシャシ部分と架装物部分が一体不可分として流通する限りにおいて、自動車リサイクル法上の解体業の許可は必要ですが、架装物部分について別途廃棄物処理法の収集運搬業の許可を取得する必要はありません。

Q 1 2 使用済自動車をハーフカットし、それぞれを部品として輸出する場合の自動車リサイクル法上の取扱いはどうなるのか？

( A )

1 . 自動車リサイクル法上の位置付け

自動車はハーフカットする前に使用済みとなっていると観念されます。このため、使用済自動車のハーフカットは自動車リサイクル法上「使用済自動車の解体」に該当し、解体業の許可が必要となります。

また、ハーフカットされた一方（乗用車であれば車台後部、トラックであればキャブ）を廃車ガラとみなし、もう一方を部品とみなし、それぞれが輸出されたと整理することとされています。（ただし、トラックのキャブが再販された場合は、シャシ部分を廃車ガラとみなす）

このため、電子マニフェストにおける引渡報告は、ハーフカットを行った解体業者が、ハーフカットされた一方（乗用車であれば車台後部、トラックであれば原則キャブ）を非認定全部利用者である廃車ガラ輸出業者に引き渡した旨の引渡報告を行うことが必要になります。

これについては、あくまで廃車ガラ輸出と整理されるため、リサイクル料金の還付は行われません。

2 . 道路運送車両法上の位置付け

道路運送車両法上も、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出を行うのではなく、永久抹消登録申請・解体届出を行うこととなります。



Q 1 3 現在既に抹消登録をし、保有している自動車の扱いはどうなるのか？

( A )

1 . 既に一時抹消登録をして保有している自動車については、

( 1 ) 本年 1 2 月 3 1 日までに廃車にする場合

これまで通り廃棄物であれば廃棄物処理法、フロン類が充填されているカーエアコンが搭載されている場合はフロン回収破壊法に従って処理することが必要。

( 2 ) 来年 1 月 1 日以降に廃車にする場合

自動車リサイクル法に従って処理することが必要 ( リサイクル料金の負担が必要 ) 。

2 . また、来年 1 月 1 日以降は、取引価格によらず全ての使用済自動車が廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることとなっており、使用済自動車を保管している場合は、廃棄物処理法の保管基準が適用されることにも注意が必要です。

# 解体自動車（廃車ガラ）の プレス・せん断処理について

Q 1 4 自社で使用済自動車の解体を行い、さらに廃車ガラをプレス又はせん断処理を行う場合は、来年の1月までに何をする必要がありますか？

( A )

1 . 都道府県知事・保健所設置市長の破砕業（破砕前処理）の許可

自動車リサイクル法では、廃車ガラのプレス・せん断処理は破砕業（破砕前処理）に該当するため、これを行う場合は「破砕業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けることが必要とされています。

解体業者が使用済自動車の解体を行い、さらに解体した後の廃車ガラをプレス又はせん断処理を行う場合は、解体業の許可に加えて破砕業の許可も必要となります。

既存の破砕業者（破砕前処理）であって継続して業を営む事業者に関しては、本年7月1日から9月30日までの間に許可申請（廃棄物処理法の処分業の許可を受けている場合は届出）を行った場合は、許可に関する審査中は営業可能。ただしその場合であっても、廃棄物処理法の業の許可を受けていない場合は、廃棄物たる廃車ガラのプレス・せん断処理は不可。

新規の破砕業者（破砕前処理）については、都道府県知事等から許可を受けて初めて営業可能。

2 . 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

電子マニフェストによる移動報告を行うために、都道府県等による許可とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

引取工程、フロン類回収工程、解体工程を兼務する場合は、全てについてそれぞれ自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

3 . 電子マニフェストの練習

都道府県知事等への許可及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了し、事業所コード及び初期パスワードが記載された登録完了通知書が送付された方は、本年10月からご自身の保有するパソコンで電子マニフェストによる移動報告の練習が可能となりますので、これ（「練習用システム」での練習）を行うようにして下さい。

Q 1 5 ニブラ等の重機で廃車ガラのプレスを行う場合も破砕業の許可が必要か？

( A )

1 . ニブラ等の重機によるプレスについて

ニブラ等の重機で廃車ガラ全体をプレスする場合は、自動車リサイクル法における「圧縮」に該当し、破砕業（破砕前処理）の許可を受けて頂くことが必要です。

Q16 プレス後の廃車ガラを電炉・転炉等或いは廃車ガラ輸出業者に引き渡すことは可能か？

(A)

1. 解体自動車全部利用者について

自動車リサイクル法においては、プレス・せん断処理後の廃車ガラの引渡先として、シュレッダー業者の他に電炉・転炉等又は廃車ガラ輸出業者も想定されています。具体的には、電炉・転炉等又は廃車ガラ輸出業者を解体自動車全部利用者と定義されています。解体自動車全部利用者への引渡しには、自動車メーカー等(チーム)とプレス・せん断処理業者(破砕業者：破砕前処理)との間に委託契約が無く、プレス・せん断処理業者が独自のルートで電炉・転炉等や廃車ガラ輸出業者に引き渡す場合(非認定全部利用者への引渡し)と自動車メーカー等(チーム)とプレス・せん断処理業者(破砕業者：破砕前処理)との間に委託契約関係があり、当該契約に基づきプレス・せん断処理業者が国内の電炉・転炉等に引き渡す場合(認定全部利用者への引渡し)が存在します。

2. 解体自動車全部利用者への引渡しにおける留意事項

廃車ガラを解体自動車全部利用者(電炉・転炉等又は廃車ガラ輸出業者)へ引き渡した場合は、電子マニフェストによる引渡報告に加えて、引き渡した事実を証する書面(引渡証明書)を5年間保管することが必要です。

引渡証明書には、破砕業者(プレス・せん断処理業者)名、解体自動車全部利用者(電炉・転炉等又は廃車ガラ輸出業者)名、廃車ガラを引き取った年月日、廃車ガラの車台番号が記載されていることが必要です。電子マニフェストの画面を印刷してご利用頂くと簡便に作成することができます。

## Q 1 7 全部再資源化認定とは何か？

( A )

### 1 . 全部再資源化認定について

自動車メーカー等が解体業者やプレス・せん断処理業者に精緻な解体等を委託し、精緻な解体等が行われた後の廃車ガラを電炉・転炉等に投入することでシュレッダーダストを生じさせない方法で廃車ガラを再資源化处理する場合、自動車メーカー等は経済産業・環境大臣の認定を受けることができます。これを全部再資源化認定といいます。

全部再資源化認定を受けた自動車メーカー等には、シュレッダーダスト料金が払い渡され、自動車メーカー等は払い渡されたシュレッダーダスト料金を原資として、精緻な解体等を委託した解体業者やプレス・せん断処理業者に、作業内容に相当する委託費用を支払います。

全部再資源化認定の提案については、シュレッダーダストの自動車メーカー等（チーム）[ A R T（A S Rリサイクル促進チーム）又は豊通りサイクル（株） ] にお問い合わせ下さい。

# 使用済自動車からのフロン類の回収 について

Q 1 8 使用済自動車からフロン類の回収を行うためには、来年の1月までに何を  
する必要が  
ありますか？

( A )

### 1 . 都道府県知事等への登録

自動車リサイクル法では、使用済自動車からフロン類を回収する「フロン類回収業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けることが必要です。

しかし、自動車リサイクル法の登録の受付は、来年1月から開始されることとなっており、年内はフロン回収破壊法の「第二種フロン類回収業者」の登録を受けて頂き、この登録を受けている場合、来年1月1日に自動車リサイクル法のフロン類業者に自動的に移行することとなっています。このため、使用済自動車からフロン類の回収を行う場合は、まずフロン回収破壊法の「第二種フロン類回収業者」の登録を受けて頂くようお願い致します。

なお、フロン回収破壊法の「第二種フロン類回収業者」の登録を受けて頂くと、都道府県等から自動車リサイクル法のフロン類回収業者の登録番号等が記載された「登録予定番号通知書」が送付されますので、この内容をご確認下さい。これは自動車リサイクルシステムへの事業者登録に必要となります。

### 2 . 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

来年1月1日以降使用済自動車として引取業者に引き取られた使用済自動車からフロン類を回収した場合は、電子マニフェストによる移動報告を行うことが必要となり、また回収したフロン類を再利用せずに自動車メーカー等に引き渡した場合には、自動車再資源化機構経由でフロン類回収料金の支払いを受けることが可能となります。これらのため、都道府県等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録はQ 1 9へ

### 3 . 電子マニフェストの練習

都道府県知事等への許可及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了し、事業所コード及び初期パスワードが記載された登録完了通知書が送付された方は、本年10月からご自身の保有するパソコンで電子マニフェストによる移動報告の練習が可能となりますので、これ（「練習用システム」での練習）を行うようにして下さい。



Q 1 9 自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？

( A )

1 . 登録申込書の入手方法

自動車リサイクルシステムの登録申込書は、「事業者情報登録センター」「(社)日本自動車販売協会連合会各支部」「(社)全国軽自動車協会連合会都道府県地区事務取扱所」「各都道府県中古車販売協会」「各都道府県自動車整備振興会」「各都道府県及び保健所設置市の自動車リサイクル法担当窓口」で入手して頂くことが可能です。

( ) 事業者情報登録センター

問い合わせ先：03 - 5673 - 7403 (平日9：00～17：00 土日祝休)

2 . 登録に必要な書類

( 1 ) 登録申込書

- 事業者情報記入用紙：1事業者当たり1枚、必要事項を記入

- 事業所情報記入用紙：フロン類回収業を行う事業所数と同枚、必要事項を記入

( 2 ) 添付書類

- 都道府県知事等から既に送付されているフロン類回収業者としての登録予定番号通知書の写し

3 . 必要書類の郵送

上記の必要書類を「事業者情報登録センター( )」へ郵送して下さい。

( ) 事業者情報登録センター

書類郵送先：〒125 - 0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

4 . 登録に必要な日数

登録のための申込書・添付書類の確認には最大2ヶ月程度の日数が必要となる場合も想定されます。このため、早期の登録申込みを行って頂くようお願い致します。

Q 2 0 フロン類回収業者は来年 1 月 1 日以降何を行う必要がありますか？

( A )

1 . 標識の掲示

タテ・ヨコ 2 0 c m以上の大きさで、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種別、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの登録通知書の掲示でも可)

2 . 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

3 . 使用済自動車からのフロン類の回収・運搬と電子マニフェストによる引渡報告

( 1 ) 以下の 又は のどちらかを実施

メーカー直送：フロン類回収業者の各事業所から直接指定引取場所へ引渡し

発送拠点経由：発送拠点で 1 リットルボンベを集約し、指定引取場所に引渡し

( 2 ) 指定引取場所に引き渡したフロン類に関して電子マニフェストによる引渡報告を実施

( 発送拠点経由の場合は、回収拠点から発送拠点に運搬した時点で回収連絡を実施 )

( 3 ) フロン類を再利用する場合は、電子マニフェストによるフロン類再利用連絡を実施

4 . 使用済自動車の引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

5 . フロン類年次報告の実施

毎年度終了後 1 ヶ月以内 ( 4 月末まで ) に、前年度の引渡数量・再利用率・保管量等につき、電子マニフェストによる年次報告を実施

Q 2 1 フロン回収破壊法における使用済自動車からのフロン類の回収・運搬と自動車リサイクル法における使用済自動車からのフロン類の回収・運搬は何が異なるのか？

( A )

1 . フロン類の回収・運搬についてはフロン回収破壊法と自動車リサイクル法は原則同様  
自動車リサイクル法における使用済自動車からのフロン類の回収・運搬は、フロン回収破壊法と基本的に同様の方法となります。

2 . フロン類の運搬における相違点

フロン類の運搬についても、ヤマト運輸による着払い方式の運搬は、基本的にこれまでと同様の方法でのご利用が可能となっていますので、引き続きこれをご利用下さい。

ただし、来年1月1日以降は以下の点で実務が異なることとなりますのでご注意下さい。

( 1 ) 運搬依頼の方法

来年1月1日以降運搬依頼は、最寄りのヤマト宅配センターではなく、専用の窓口フリーダイヤルの電話又はファックスで行います。

電話：事業所コード、荷姿ID、ボンベ・パレット番号、大型ボンベ・専用パレットのサイズ、集荷希望日・時間帯を伝える

F A X：「ボンベ・パレット集荷依頼票」に必要事項を記入してファックスするか、又は電子マニフェストの画面を印刷し、これに必要事項を記入してファックス

( 2 ) 「自動車フロン類管理書」 「自動車フロン類引渡状」

フロン回収破壊法においては、大型ボンベ・専用パレットに「自動車フロン類管理書」を添付して頂いていましたが、自動車リサイクル法においては、これに替わり「自動車フロン類引渡状」を添付して頂くこととなります。

ただし、ヤマト運輸による着払い方式を利用される場合は、その際の「フロン類集荷専用伝票」が「自動車フロン類引渡状」となりますので、改めて作成頂く必要はありません。

Q 2 2 来年1月1日以降暫くの間は大型ボンベ・専用パレットにフロン回収破壊法対象の使用済自動車から回収したフロン類と自動車リサイクル法対象の使用済自動車から回収したフロン類が混在するが、この場合どうすれば良いか？

( A )

**1 . 混在した大型ボンベ・専用パレットの運搬**

来年1月1日以降暫くの間は、フロン回収破壊法対象の使用済自動車から回収したフロン類と自動車リサイクル法対象の使用済自動車から回収したフロン類の両者が存在するが、これについては一つの大型ボンベ・専用パレットに混在して回収して頂くことが可能です。上記を踏まえた上で、来年1月1日以降は、以下のいずれも自動車リサイクル法の指定引取場所において引き取ります。

- ( 1 ) フロン回収破壊法対象のフロン類のみが充填された大型ボンベ・専用パレット
- ( 2 ) フロン回収破壊法対象のフロン類と自動車リサイクル法対象のフロン類が混在した大型ボンベ・専用パレット
- ( 3 ) 自動車リサイクル法対象のフロン類のみが充填された大型ボンベ・専用パレット

**2 . 大型ボンベ・専用パレットへの添付書類**

上記( 1 ) ~ ( 3 )における添付書類は以下の通りです。

大型ボンベ・専用パレットの種類	添付書類
( 1 ) フロン回収破壊法対象のみ	自動車フロン類管理書
( 2 ) 混在	自動車フロン類管理書 + 自動車フロン類引渡状
( 3 ) 自動車リサイクル法対象のみ	自動車フロン類引渡状

上記( 2 ) ( 3 )の場合でヤマト運輸による着払い方式を利用される場合は、その際の「フロン類集荷専用伝票」が「自動車フロン類引渡状」となりますので、改めて作成頂く必要はありません。

# 使用済自動車（廃車）の 最終所有者からの直接引取りについて

Q 2 3 使用済自動車（廃車）の引取りを行うためには、来年の1月までに何を  
する必要が  
ありますか？

( A )

### 1 . 都道府県知事等への登録

自動車リサイクル法では、使用済自動車を引き取る「引取業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けることが必要です。

しかしながら、自動車リサイクル法の登録の受付は、来年1月から開始されることとなっており、年内はフロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を受けて頂き、この登録を受けている場合、来年1月1日に自動車リサイクル法の引取業者に自動的に移行することとなっています。このため、使用済自動車の引取りを行う場合は、まずフロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を受けて頂くようお願い致します。

なお、フロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を受けて頂くと、都道府県等から自動車リサイクル法の引取業者の登録番号等が記載された「登録予定番号通知書」が送付されますので、この内容をご確認下さい。これは自動車リサイクルシステムへの事業者登録に必要となります。

### 2 . 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

来年1月1日以降使用済自動車を引き取る場合は、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため、都道府県等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録はQ 2 5 へ

### 3 . 電子マニフェストの練習

都道府県知事等への許可及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了し、事業所コード及び初期パスワードが記載された登録完了通知書が送付された方は、本年10月からご自身の保有するパソコンで預託確認・電子マニフェストによる移動報告の練習が可能となりますので、これ（「練習用システム」での練習）を行うようにして下さい。

Q 2 4 都道府県知事等への登録を受けずに使用済自動車の引取りを行った場合、何か罰則はありますか？

( A )

1 . 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法の罰則が適用

都道府県知事等への登録を行わずに使用済自動車を引き取った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

また、来年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の引取業者の登録を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の引取業者の登録を行っておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。

2 . 引取業者の紹介について

使用済自動車の引取りを行うためには、都道府県知事等への引取業者の登録を受けることが必要とされており、これは年間1台でも使用済自動車を引き取る場合には必要となります。

都道府県知事等への引取業者の登録を受けていない事業者が、お客様から使用済自動車の引取りを求められた場合は、都道府県知事等の登録を受けた他の引取業者の方を紹介するようにして下さい(中古車として下取することは可能)。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 3 0へ

Q 2 5 自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？

( A )

1 . 登録申込書の入手方法

自動車リサイクルシステムの登録申込書は、「事業者情報登録センター」「(社)日本自動車販売協会連合会各支部」「(社)全国軽自動車協会連合会都道府県地区事務取扱所」「各都道府県中古車販売協会」「各都道府県自動車整備振興会」「各都道府県及び保健所設置市の自動車リサイクル法担当窓口」で入手して頂くことが可能です。

( ) 事業者情報登録センター

問い合わせ先：03 - 5673 - 7403 (平日9：00～17：00 土日祝休)

2 . 登録に必要な書類

( 1 ) 登録申込書

- 事業者情報記入用紙：1事業者当たり1枚、必要事項を記入
- 事業所情報記入用紙：引取業を行う事業所数と同枚、必要事項を記入

( 2 ) 添付書類

- 都道府県知事等から既に送付されている引取業者としての登録予定番号通知書の写し
- 郵便局自動払込利用申込書

3 . 必要書類の郵送

上記の必要書類を「事業者情報登録センター( )」へ郵送して下さい。

( ) 事業者情報登録センター

書類郵送先：〒125 - 0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

4 . 登録に必要なとなる日数

登録のための申込書・添付書類の確認には最大2ヶ月程度の日数が必要となる場合も想定されます。このため、早期の登録申込みを行って頂くようお願い致します。



Q 2 6 引取業者は来年 1 月 1 日以降何を行う必要がありますか？

( A )

1 . 標識の掲示

タテ・ヨコ 2 0 c m 以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの登録通知書の掲示でも可)

2 . 装備・預託確認と引取時預託

使用済自動車を引き取る際に、フロン類、エアバッグ類の装備の有無を確認して、これをパソコン画面上で入力し、リサイクル料金が預託されているか否かを確認。

(リサイクル料金が預託されていないと、使用済自動車を引き取れません。)

リサイクル料金が預託されていない場合は、コンビニエンスストア・郵便局を利用したりリサイクル料金の収受に必要な実務を実施。

3 . 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

4 . 引取証明書の交付

最終所有者に対し、使用済自動車を引き取ったことを証明する書面を交付。

リサイクル券が有る場合、B 券の活用が可能。リサイクル券が無い場合、専用の様式を電子マニフェストシステムを利用して印刷し、これを活用することが可能。

5 . 使用済自動車の引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

6 . 使用済自動車が確実に解体されたことを確認し、最終所有者に通知

来年 1 月 1 日以降に使用済自動車として引取業者が引き取ったクルマについては、

最終所有者は、道路運送車両法の永久抹消登録・解体届出を行う

車検の残存期間に応じて自動車重量税が最終所有者に還付される

こととなっています。

上記は、使用済自動車が解体されたことが確認されて初めて手続きが可能となり、その状況については引取業者がパソコン画面上で確認し、最終所有者に通知することが必要。

Q 2 7 リサイクル料金の具体的水準は？

( A )

1 . リサイクル料金は、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクル・破壊に必要な費用として自動車メーカー・輸入業者が設定するものです。

シュレッダーダストの発生量、エアバッグ類の個数等はクルマごとに異なるため、リサイクル料金は各自動車メーカー等毎、個々の自動車毎に異なります。

2 . 国内自動車メーカーが設定・公表しているリサイクル料金の水準はおおむね以下のとおりです。詳細は各自動車メーカー等のホームページを参照下さい。

区分	リサイクル料金の水準 ( 3 品目合計 )
普通乗用車 エアバッグ 4 個、エアコン有り	1 万円 ~ 1 万 8 千円程度
軽・小型乗用車 エアバッグ 4 個、エアコン有り	7 千円 ~ 1 万 6 千円程度
中・大型トラック 平ボディ、エアバッグ 2 個、エアコン有り	1 万円 ~ 1 万 6 千円程度
大型路線・観光バス エアバッグ 2 個、エアコン有り	4 万円 ~ 6 万 5 千円程度

( ) 上記に加え、資金管理料金 3 8 0 円 ( 新車時 ) または 4 8 0 円 ( 車検時・廃車時 )  
情報管理料金 1 3 0 円

のお支払いが必要です。

## Q 2 8 使用済自動車からの部品取りについてはどうなりますか？

( A )

### 1 . 使用済自動車からの部品取りには解体業の許可が必要

自動車リサイクル法においては、使用済自動車からの部品取りを行う場合、都道府県知事・保健所設置市長から解体業の許可を受けることが義務付けられています。

許可基準の概要は以下のとおり。

[ 施設基準 ]

- コンクリート床面、油水分離装置等が設置された解体作業場を保有すること
- 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車の保管場所を保有すること 等

[ 能力基準 ]

- 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従業員へ周知すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業の継続できると判断されること

ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されません。

### 2 . 解体業者には再資源化基準が適用

また、許可を受けた解体業者には、自動車リサイクル法において定められる再資源化基準として以下も義務付けられます。

- エアバッグ類の取外回収又は車上作動処理
- バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等の回収・再資源化等

### 3 . 無許可での使用済自動車からの部品取りについては罰則が適用

都道府県知事等から解体業の許可を受けずに使用済自動車からの部品取りを含め解体を行った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。また、来年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。

Q 2 9 使用済自動車として引き取った後の再販（中古新規登録・検査）、中古車としての輸出は可能ですか？

（ A ）

1 . 使用済自動車として引き取った場合、その後の再販、中古車輸出は原則不可  
引取業者が使用済自動車として引き取り、電子マニフェストによる引取報告を行った場合、その情報は情報管理センターから国土交通省等に報告され、その後中古新規登録・検査、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出は不可能となります。このため、使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は不可となり、中古車として下取った自動車のみその後の再販、中古車輸出が可能となります。

また、中古車として下取った場合と、使用済自動車として引き取った場合は、リサイクル料金に関するやり取りが異なります。このため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、改めてお客様とのリサイクル預託金相当額に関するやり取りが発生することとなり、この点からも使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は極めて困難となります。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 3 0 へ

さらに、使用済自動車として引き取った場合、車検証の残存期間に応じた自動車重量税の還付制度が創設されるため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、お客様に対して自動車重量税の還付が受けられなくなることをご納得頂くことも必要となります。

自動車重量税の還付制度についてはQ 3 2 へ

Q 3 0 使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いは何ですか？

( A )

1 . リサイクル料金に関するやり取りの違い

( 1 ) 中古車として下取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 車両価格のみを譲渡者（お客様）にお支払いします。リサイクル料金に関するやり取りはありません。

リサイクル料金が預託済みの場合

- 車両価格に加えリサイクル預託金（ ）相当額を譲渡者（お客様）に中古車売買代金に含めて支払うことが必要です。

( ) リサイクル預託金： a シュレッダーダスト料金、 b エアバッグ類料金、 c フロン類料金、 d 情報管理料金の合計額（ e 資金管理料金は含まない）

( 2 ) 使用済自動車として引き取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 最終所有者（お客様）にリサイクル料金をお支払い頂くことが必要です。

リサイクル料金が預託済みの場合

- リサイクル料金に関するやり取りはありません。

2 . 自動車重量税還付制度の存在

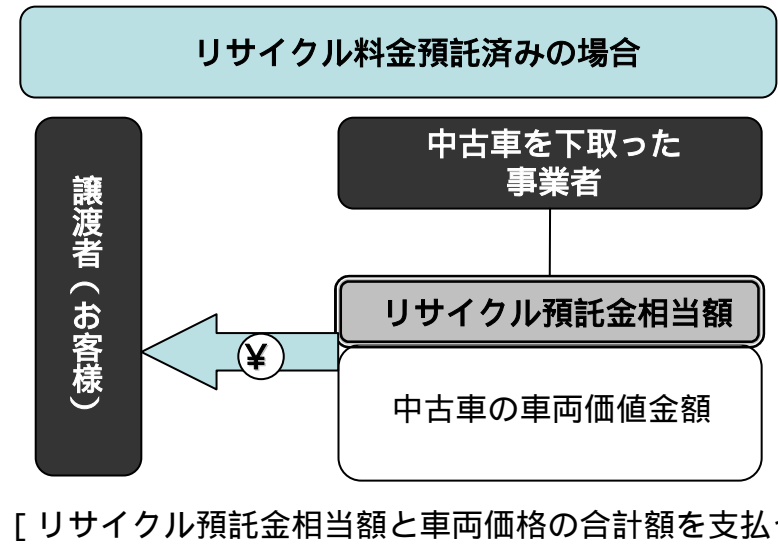
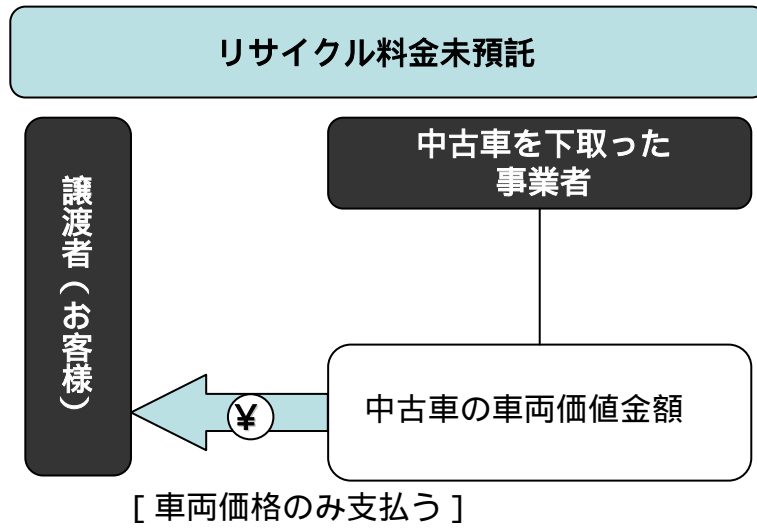
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車の車検証の残存期間に応じて自動車重量税の還付が受けられることとなります。（中古車流通時には、自動車重量税の還付制度はありません。） 詳細はQ 3 2 へ

3 . 道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出の必要性

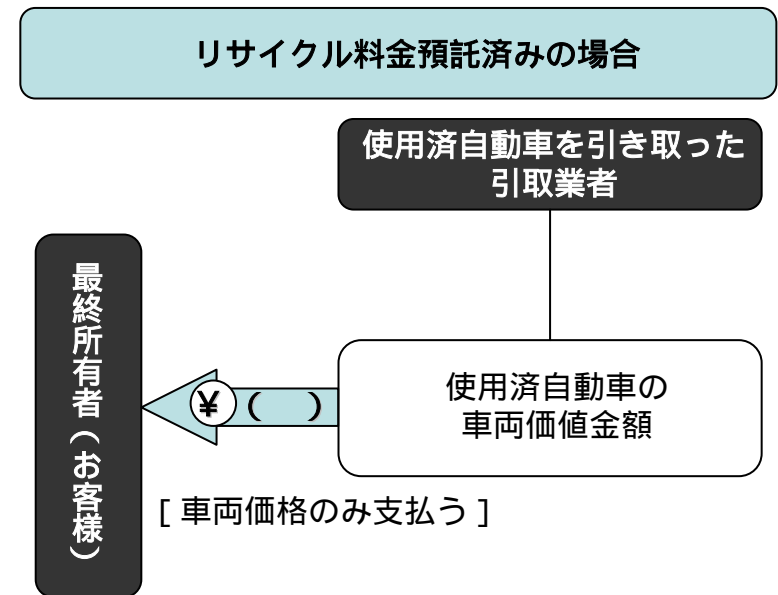
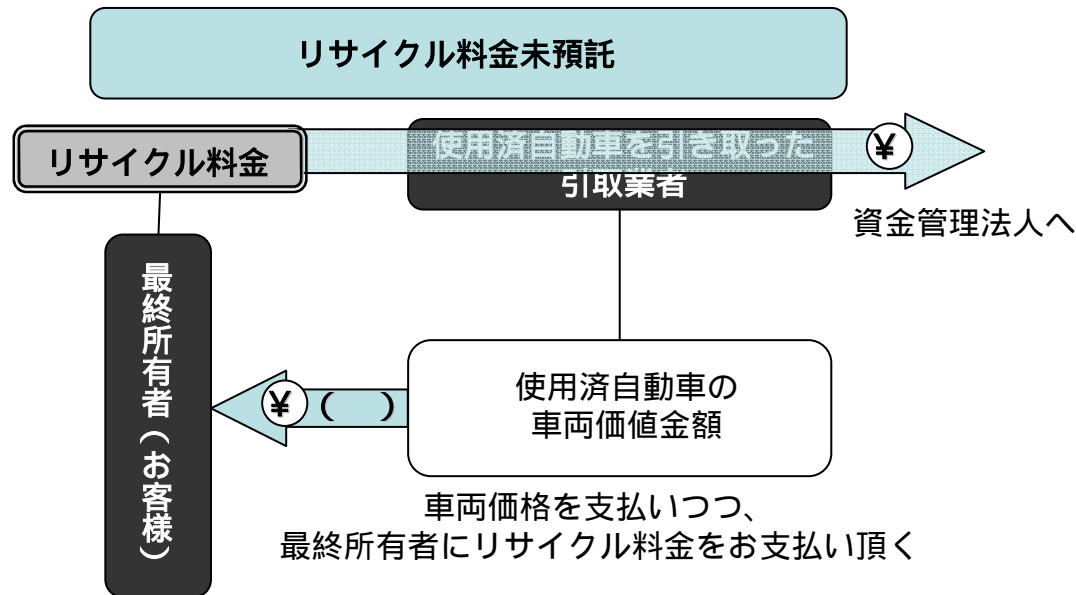
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車解体されたことを引取業者から連絡を受けた後に、道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出を行うことが必要です。 詳細はQ 3 2 へ

# 1. リサイクル料金に関するやり取りの違い

## (1) 中古車として下取る場合



## (2) 使用済自動車として引き取る場合



( ) 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。

Q 3 1 使用済自動車を引き取る際に、最終所有者から適正処理費用、運搬費用の支払いを求めることは違法ですか？

( A )

1 . 自動車リサイクル法における考え方

来年の1月1日以降に使用済みとなる自動車は、自動車リサイクル法に基づき自動車所有者にリサイクル料金を事前に預託して頂いているか、又は、使用済みとする際にリサイクル料金を預託して頂くこととなります。

このため、使用済自動車の取引価格はその分上昇し、概ね有価となることが想定されています。

しかしながら、中には適正処理費用をお客様に求めることが必要な使用済自動車が存在することも想定されますし、また、使用済自動車の運搬に費用が発生する場合などについて、これらの費用をリサイクル料金とは別のものとして最終所有者にお支払い頂くことは可能です。ただし、その際は、何故そのような費用が必要となるのかを、最終所有者に対し明確に説明して頂くことが必要と考えられます。

Q 3 2 抹消登録制度・自動車重量税還付制度とはどのような制度か？

(A)

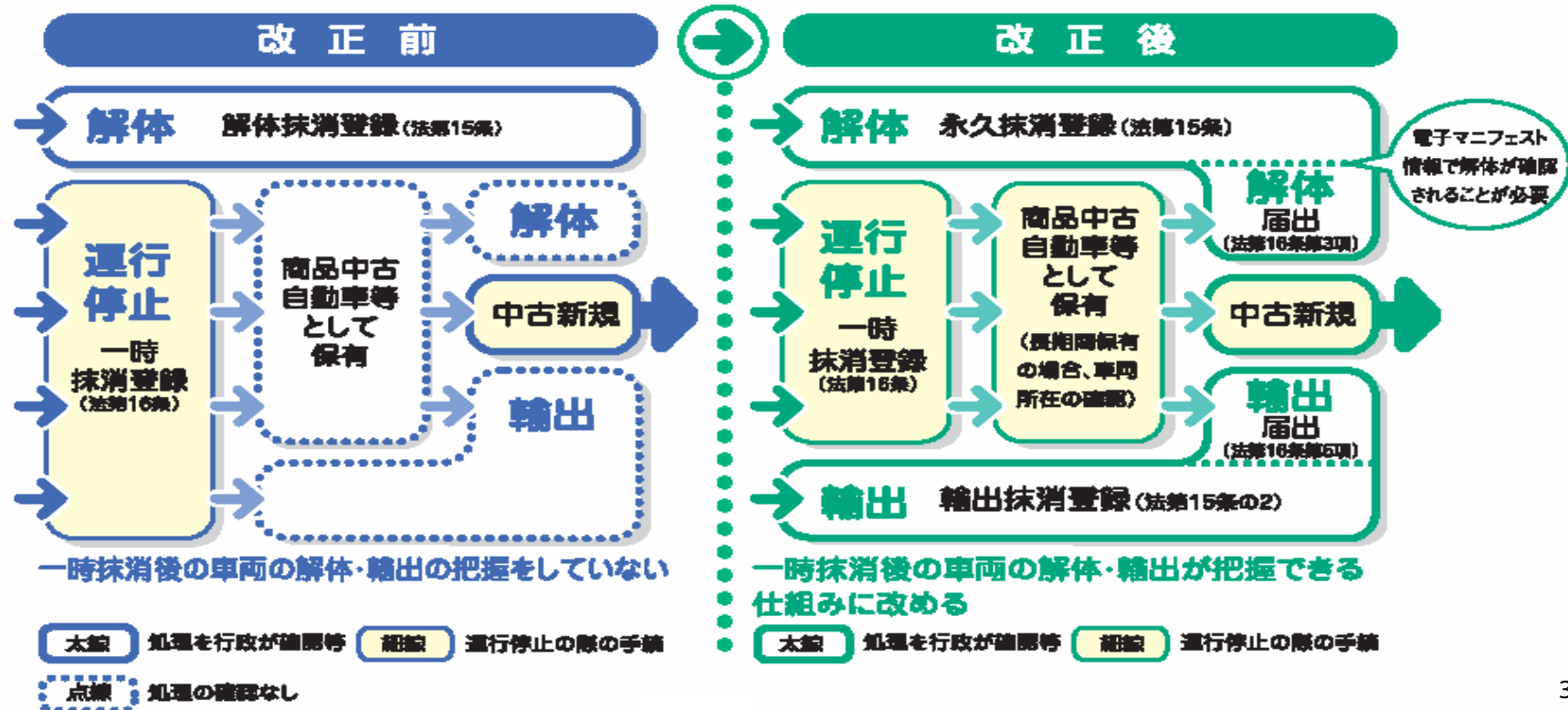
1. 道路運送車両法の改正内容

これまでは、一時抹消登録（使用中止の車検証の返納）を行った後、解体あるいは輸出を行った場合でもあっても何ら運輸支局等への手続きは不要でしたが、今後は必ず届出が必要。中古車として輸出する場合は、輸出抹消仮登録申請又は輸出予定届出が必要。

また、これまでは産廃マニフェストのB2票や解体業者が発行する解体証明を利用して永久抹消登録（解体事由）を行っていましたが、今後、永久抹消登録（解体事由）・解体届出は、引取業者が、自らが引き取った使用済自動車解体されたことをパソコン画面上で確認し、これを最終所有者に通知して行うこととなります。

なお、申請手続きを従来通り引取業者が代行することも想定されます。

**【抹消登録制度の改正】**





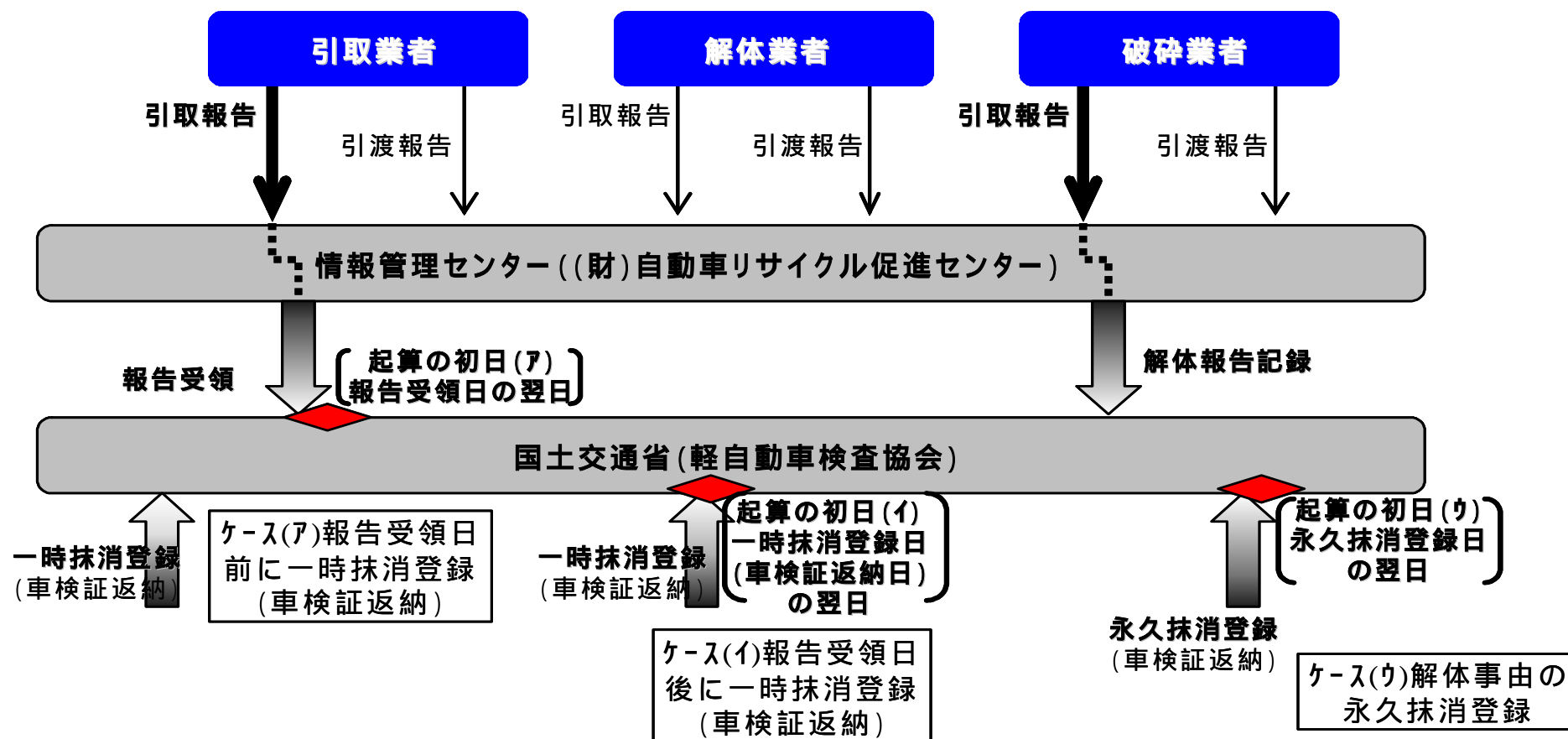
## 2. 自動車重量税の還付制度

自動車重量税の還付制度は、使用済みとする時（ ）の車検証の残存期間に応じて最終所有者に自動車重量税を還付する制度です。

自動車重量税の還付申請は、永久抹消登録申請（解体事由）・解体届出と同時に運輸支局等に行います。

（ ）引取業者の引取報告の翌営業日と一時抹消登録日のどちらか遅い日または永久抹消登録日の翌日が車検証の残存期間を計算する際の起算日となる。

また、還付金額は月割りで計算し、端数は切り捨てとなります。



### 3. 永久抹消登録申請・解体届出、自動車重量税還付申請の具体的方法

#### (1) 申請書の様式

永久抹消登録申請書・解体届出書と自動車重量税の還付申請書は以下のように一体の様式となっており、必要事項を記入して運輸支局等に提出して頂く必要があります。

第1号様式

<input type="checkbox"/> 永久抹消登録申請書 <input type="checkbox"/> 解体届出書 <input type="checkbox"/> 自動車重量税還付申請書		第3号様式の3
①業務種別 ②出張 ③処理 ④制限解除 ⑤重量税還付申請の有無 ⑥自動車登録番号 ⑦車台番号 7 解体届出 8 抹消(解体) 9 修正 10 償元 11 全解除 12 括弧転記 0 なし		
自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)		
申請者	⑧氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。) フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「シ」と記入。)	⑨移動報告番号
	⑩住所 住所コードで記入して下さい。(都、県、市、町、村、支庁、郵便番号) (郵便番号市区郡コード - 町村コード - 小字コード) 丁目	⑪代理受領者有無区分 1 代理受領者なし    2 共同所有者者
	⑫金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「0 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。) ⑬支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「0 その他」とし、支店名称欄に種別まで記入。) ⑭口座番号又は記号番号	⑯金融機関種別 0 郵便局    1 銀行    2 信用金庫    3 信用組合    4 労働金庫    5 信用農業協同組合連合会    6 農業協同組合    7 信用農業協同組合連合会    8 漁業協同組合    9 その他
	⑮氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。) フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「シ」と記入。)	⑰支店種別 1 本店    2 支店    3 出張所    4 代理店    5 本所    6 支所    7 9 その他
代理受領者	⑯住所 住所コードで記入して下さい。(都、県、市、町、村、支庁、郵便番号) (郵便番号市区郡コード - 町村コード - 小字コード) 丁目	⑱産種別 1 普通預金    2 当座預金    3 貯蓄預金    4 通知預金    5 定期預金    6 貯蓄預金    7 9 その他
	⑲郵便番号    ⑳電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左順で記入)	
申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 _____ 印 住所 _____	申請代理人 氏名 _____ 印 住所 _____ 代理受領者 氏名又は名称 _____ 住所 _____	運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿 平成 年 月 日 還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり
解体報告記録がなされた年月日    平成 年 月 日		

(2) 申請の委任

代理人が永久抹消登録申請・解体届出と自動車重量税の還付申請を行う場合は、その権限を証する書面として以下の委任状の添付が必要となります。

なお、1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請を行う場合は、使用済自動車の所有者（申請人）の印鑑証明が必要です。

また、国税通則法に基づき、還付申請書の申請代理人の氏名欄には押印が必要となりますので、ご注意ください。

委 任 状					
受任者	氏 名				
	住 所				
上記の者に下記自動車の	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 5px;">1. 永久抹消登録申請</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請</td></tr></table> } に関する権限を委任する。	1. 永久抹消登録申請	2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請	3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請	
1. 永久抹消登録申請					
2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請					
3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 50%;">自動車登録番号</th><th style="width: 50%;">車 台 番 号</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 30px;"></td><td></td></tr></tbody></table>		自動車登録番号	車 台 番 号		
自動車登録番号	車 台 番 号				
平成 年 月 日					
委任者(使用済自動車の所有者)					
(フリガナ) <input style="width: 80%;" type="text"/>					
氏名又は名称	印				
<hr style="border: 1px solid black;"/>					
住 所					
<hr style="border: 1px solid black;"/>					

(3) 還付金の受領委任

代理人が還付金を受領しようとする時は、その権限を証する書面として以下の委任状が必要となります。

また、受領権限の委任状は使用済自動車の最終所有者（申請人）の自署による署名が必要です。

委 任 状	
受任者	氏 名
	住 所
上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。	
自動車登録番号	車 台 番 号
平成 年 月 日	
委任者(使用済自動車の所有者)	
(フリガナ)	
氏名又は名称	印
住 所	
御 ① 委任状は、 <u>委任者が自署・押印してください。</u>	
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び	
意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。	

(4) 自動車重量税の還付申請時に交付される書面

自動車重量税の還付申請を行った場合は、運輸支局等より以下の書面が交付されます。  
掲載事項をご確認頂き、誤りがあった場合は速やかに申し出るようにして下さい。

第2号様式

## 自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

平成17年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号	品川500さ1234	○車台番号	NCR33-1234567
○還付を受けようとする金額	12,600円		
○申請者	氏名又は名称	コクド タロウ	
		国土 太郎	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8111	
○代理受領者	氏名又は名称	カブシキガイシャ コクドコウツウモータースシステムサービスジャパン	
		株式会社 国土交通モータースシステムサービス (補充有)	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8112	
○振込先口座	金融機関名・支店名	千代田銀行霞ヶ関支店	
	口座種類	普通預金	
	口座番号	1234567	

※ 還付を受けようとする金額の計算方法

納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法行令第五十一条の二第三項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(一月未満切捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 37,800円 × 8月 ÷ 24月  
(参考) 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、  
確定日 平成17年 4月 1日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年12月10日

《お知らせ》後日、所轄税務署から本書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。  
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等  
ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

(日本工業規格A列4番)

# フロン回収破壊法からの移行について (自動車フロン券の取扱い)

Q 3 3 フロン回収破壊法の対象となる使用済自動車と自動車リサイクル法の対象となる使用済自動車の線引きは何か？

( A )

1 . フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行時期

自動車リサイクル法が本格施行される来年1月1日より前に引取業者（フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者）が引き取ったカーエアコン付き使用済自動車については、フロン回収破壊法の枠組みでの対応が引き続き必要となります。

具体的には、自動車フロン券による費用徴収や自動車フロン類管理書が必要です。

一方、自動車リサイクル法が本格施行される来年1月1日より後に引取業者（自動車リサイクル法の引取業者）が引き取った使用済自動車については、自動車リサイクル法の対象となります。

具体的には、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクル料金の預託、電子マニフェストによる移動報告等が必要となります。

2 . 自動車フロン券の利用期間

来年1月1日以降引取業者が引き取る使用済自動車については、自動車フロン券による費用徴収は不可能となります。

コンビニエンスストアや郵便局で既に購入済みで未使用の自動車フロン券については、可能な限り本年中に使い切るようにして下さい（転売も可能）。

Q34 コンビニエンスストアや郵便局で既に購入済みの未使用の自動車フロン券について、本年中に使い切れなかった場合はどうするのか？払い戻しはできないのか？

(A)

1. 自動車リサイクル法のリサイクル料金への充当

コンビニエンスストアや郵便局で既に購入済みの未使用の自動車フロン券については、可能な限り本年中に使い切る（転売も可能）ようにお願いします。

それでもなお、来年1月1日以降使い切れなかった購入済みの未使用自動車フロン券が残ってしまった場合には、来年1月1日以降6月30日までの間に申請を行うことで自動車リサイクル法のリサイクル料金に充当することが可能です。

充当方法の詳細については、引取工程・フロン類回収工程に関する自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した後に配布される「手引き」スターターキット又は自動車リサイクル促進センターのホームページをご参照下さい。

2. 購入済み未使用自動車フロン券の払い戻しについて

購入済み未使用自動車フロン券の払い戻しは行っておりません。

本年中に使い切って頂くか、来年1月1日以降自動車リサイクル法のリサイクル料金に充当して下さい。



# 中古車の売買・輸出について

Q 3 5 リサイクル料金の会計処理の方法は？

( A )

1 . 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い  
[ 預託した自動車所有者における会計処理 ]

リサイクル料金のうち、a シュレッダーダスト料金、b エアバッグ類料金、c フロン類料金、d 情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上して下さい（リサイクル預託金）。費用処理はできません。

一方、e 資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

リサイクル料金の項目	科目	
a シュレッダーダスト料金	リサイクル 預託金	1 . 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い 所有者の資産として計上 2 . リサイクル預託金預託済み自動車の中古車売買時の取扱い 新所有者が旧所有者に車両価値金額に加えてリサイクル預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払う 新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金を現金に振替え（購入時と譲渡時で同額のリサイクル預託金相当額の授受を行うため課税所得は生じない） リサイクル預託金相当額の授受は、金銭債権の譲渡であるため、消費税法上の非課税取引となる（車両価格は課税取引であるため、別々の会計処理が必要） 3 . 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い 使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で資産として計上していたリサイクル預託金の費用処理が可能 リサイクル料金が未預託の自動車で、使用済自動車を引取業者に引き渡す際にリサイクル料金を支払った場合は、その時点で全ての料金について費用処理が可能
b エアバッグ類料金		
c フロン類料金		
d 情報管理料金		
e 資金管理料金	費用	支払った時点で費用処理が可能

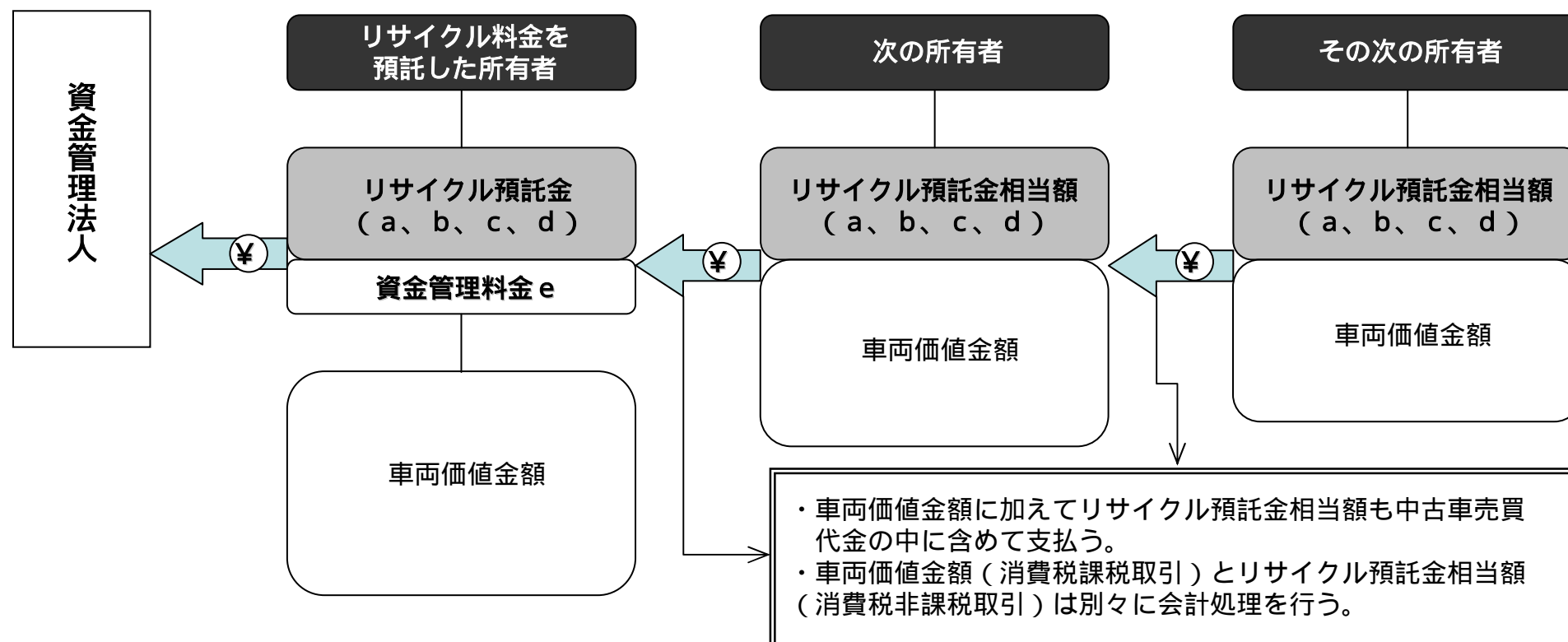
## 2. リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時の取扱い

[ 中古車売買の当事者における金銭の授受及び会計処理 ]

リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた**新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要**です。

新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。

新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、**課税所得は生じません**。**リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡と整理されるため、消費税法上の非課税取引となります**。このため、**車両価値金額とリサイクル預託金相当額は、別々に会計処理を行うことが必要**です。



### 3 . 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い

[ 最終所有者における会計処理 ]

#### ( 1 ) リサイクル料金預託済みの自動車を**使用済自動車**にする場合

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で、それまで資産として計上していたリサイクル預託金を費用処理することが可能となります。

なお、使用過程中にエアコンを後付装備した場合など、使用済自動車を引取業者に引き渡す時点で、既にリサイクル料金が預託されているものの、一部にリサイクル料金未預託の装備があり、これに関する支払いが必要となる（この場合であれば、フロン類のリサイクル料金及び資金管理料金の支払いが必要）場合は、それまで資産として計上していたリサイクル預託金とその時点で支払う料金の全てを費用処理することが可能です。

#### ( 2 ) リサイクル料金未預託の自動車を**使用済自動車**にする場合

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で支払った全ての料金について、その時点で費用処理することが可能です。

Q 3 6 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金の取扱いは？

( A )

1 . 新車販売時の注文書

車両本体価格とリサイクル料金の額の双方を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

2 . 中古車販売時の注文書

( 1 ) リサイクル料金未預託の自動車を販売する際の取扱い

リサイクル料金の預託が必要な場合 ( 車検切れ車両、一時抹消登録車両 )

車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

リサイクル料金の預託が不要な場合 ( 車検残り車両、登録車両 )

これまで通り、車両価値金額を注文書に表示して下さい。

( 2 ) リサイクル料金預託済みの自動車を販売する際の取扱い ( 以下のいずれの方法でも可 )  
販売価格に含めないで表示

[ A ] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

[ B ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面 ( 通知書 ) により明示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、商談時に別書面 ( 通知書 ) により明示

( 別書面 ( 通知書 ) は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要 )

販売価格に含めて表示

[ A ] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

[ B ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、別書面（通知書）により明示

（別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要）

[ C ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、リサイクル券で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、リサイクル券により明示（リサイクル券が紛失された場合、リサイクル券を再発行する、又は別書面（通知書）により明示）

この場合であっても、リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡であり、消費税法上の非課税取引となりますので、車両価値金額とは別に会計処理を行うことが必要です。

3. リサイクル預託金預託済み中古車下取時の注文書（以下のいずれの方法でも可）

下取価格に含めないで表示

中古車販売時と同様に、－ [ A ] 又は － [ B ]

下取価格に含めて表示

中古車販売時と同様に、－ [ A ] 又は － [ B ] 又は － [ C ]

#### 4 . 使用済自動車引取時の注文書

- ( 1 ) リサイクル料金未預託（後付装備がある場合の一部未預託の場合を含む）の使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が必要な場合）  
車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。  
リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。
- ( 2 ) リサイクル料金預託済みの使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が不要な場合）  
これまで通り、車両価値金額（ ）を注文書に表示して下さい。
- ( ) 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。なお、使用済自動車の状態によっては処理費用が必要な場合もあり、また引取業者が運搬を行った場合において発生する費用については、最終所有者に請求することも可能です。

[ リサイクル預託金預託済みの中古車販売・下取時の注文書等のイメージ ]

車両価値金額：105万円（消費税込み）、リサイクル預託金相当額：1万5千円の場合

- [ A ] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示

注文書
販売価格：105万円 リサイクル預託金相当額：1.5万円
印紙200円

- [ B ] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示

注文書
販売価格：105万円

+

別書面（通知書）
リサイクル預託金相当額 ：1.5万円



- [ A ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示

注文書

販売価格：106.5万円  
リサイクル預託金相当額：1.5万円

印紙200円

- [ B ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示

注文書

販売価格：106.5万円

+

別書面（通知書）

リサイクル預託金相当額  
：1.5万円

- [ C ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額はリサイクル券で明示

注文書

販売価格：106.5万円

+

リサイクル券

リサイクル預託金相当額  
：1.5万円

Q 3 7 リサイクル料金預託済みの中古車を輸出した場合のリサイクル料金の返還を受けるにはどのようにすれば良いのか？

( A )

1 . 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

リサイクル料金が預託されている自動車を中古車として輸出した場合には、輸出した者（主として中古車輸出業者を想定）からの申請に応じ、資金管理人からリサイクル預託金相当額（ a シュレッダーダスト料金、 b エアバッグ類料金、 c フロン類料金、 d 情報管理料金の合計額）から一定の手数料（輸出返還手数料）を差し引いた額が返還されます。

2 . リサイクル料金の返還申請について

( 1 ) 申請方法

リサイクル料金の返還申請については、返還申請書と添付書類を資金管理人に郵送して頂きます。

返還申請書を作成には、 保有するパソコンを利用する方法と 保有するパソコンを利用しない（定められたフォーマットに手書きで記載）方法の 2 種類の方法が存在。

保有するパソコンを利用する方法は、 保有するパソコンを利用しない方法よりも実務上の利便性が高いことに加え、輸出返還手数料も低額になることが想定されておりますので、 のご利用をおすすめ致します。

を利用するためには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

( 2 ) 添付書類

リサイクル料金の返還申請の際には、以下の添付書類が必要です。

- ・ 改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書（または輸出予定届出証明書）の写し
- ・ 輸出した自動車の車台番号が記載されている輸出許可書の写し
- ・ 輸出した自動車の車台番号が記載されている船荷証券の写し

ただし、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出については、輸出予定日が平成 1 7 年 7 月 1 日以降のものから対象となりますのでご注意ください。